

令和4年1月

泉南市営住宅 入居申込みのしおり

「住宅困窮度評定募集」



SENNAN

泉南市役所都市整備部住宅公園課住宅公園係

TEL 072-483-9972(直通)

目 次

1 申込みから入居まで	1
2 入居を希望される方へ	2
3 住宅困窮度評定募集とは	2
4 申込資格	3
5 申込みの失格等	4
6 募集日程	6
7 募集住宅の概要	7
8 提出書類	10
9 月収額の計算のしかた	11
10 裁量世帯について	18
11 月収計算例	20
12 申込書の書き方の例	22

1 申込みから入居まで

市営住宅募集・受付



申込書配布期間

- 令和4年1月4日(火)～令和4年1月18日(火)

申込書受付期間

- 令和4年1月11日(火)～令和4年1月18日(火)

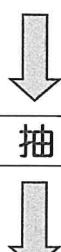
・配布・受付とも執務時間内で土・日は除く。

- 郵送による場合は1月18日(火)必着分まで有効。

ただし、期日までに書類が整わない場合は無効となります。

- 有効申込者には抽選会前日までにハガキでお知らせします。

抽選番号の通知



公開抽選会

- 令和4年1月28日(金) 午後2時00分

場所 泉南市役所 別館1階 会議室2

仮当選者と順位をつけて補欠者を決定します。

- 抽選会終了後、抽選結果を市役所1階情報公開コーナーと

別館2階住宅公園課に掲示します。

また、有効申込者にはハガキでお知らせします。

- 当選した方について行います。日時・必要書類等は住宅公園課より連絡します。

抽選結果のお知らせ



入居資格審査



- 資格審査に合格された方を対象として行います。

日時等は住宅公園課より連絡します。

入居説明会



入居手続



- 入居手続終了後、敷金と引き換えに部屋カギと倉庫カギをお渡しします。

入居

- 入居予定日 令和4年3月末以降を予定しています。

2 入居を希望される方へ

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられたものです。

市営住宅への入居を申し込みされる場合、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法・市営住宅管理条例などに基づき、収入基準をはじめ、いろいろな制限がありますので、この「しおり」をよくお読みのうえ申込んでください。

入居された場合は、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上の決まりを守る努力をしてくださるようお願いします。

3 住宅困窮度評定募集とは

この募集は、現在お住まいの住宅の状況(過密狭小など)、同居者の状況、家賃の負担等を点数化し、住宅困窮度の高い順に優遇倍率を確定し、公開抽選で入居者を決定する募集方法です。

4 申込資格

今回の募集は、①～⑥のすべての条件を満たしている方でなければ、申込むことができません。

① 同居又は同居しようとする親族がある方

- ・内縁関係にある方や婚約者のある方も申込みができます。ただし、内縁関係の方は、その関係が申込みの時点で、住民票で確認できる場合に限ります。また、婚約者の方は、入居されるまでに婚姻している必要があります。（婚姻届受理証明書などで確認します。）

- ・夫婦・親子を中心とする2人以上の家族構成であること。（単身入居可能住宅を除く）

② 収入基準に合う方

- ・市営住宅は、国の補助を受けて建設された住宅です。収入基準が定められていますので、11ページの収入基準の範囲内でなければ申込みはできません。
- ・一世帯で2人以上の収入がある場合は、20～21ページを参考として収入基準に合うかどうか確かめてください。

③ 申込み本人が泉南市内に住んでいるか、勤務をしている方

- ・泉南市に住民登録または外国人登録をしていること。
- ・泉南市内の事業所に勤務をしていること。

④ 家賃を支払うことができる方

- ・給与収入・各種年金・事業所得がなければ申込みができません。
- ・生活保護を受けている場合は、収入がなくても申込みができます。
- ・現在市営住宅にお住まいの方で、婚姻による別世帯構成での申込み及び世帯分離による申込みをされる方は、現在入居されている住宅等の使用料に滞納がないこと。

⑤ 緊急連絡人が1名必要となります。

- ・緊急連絡人になつていただく方は、必ず連絡がとれる方に限られます。

⑥ 現に住宅に困窮していることが明らかな方

- ・持ち家の方は原則として申込みできません。

※ すでに市営住宅に入居されている方は、1年以上入居している方に限ります。

※ 4～5ページの「5 申込みの失格等」も必ずお読みください。

なお、入居後、申込み者が死亡等したときは、地位承継しようとする方が申込み条件を満たす場合以外、原則として地位承継は行いません。他の住宅への住み替えをしていただきます。その際の引越し費用等は、入居者の負担で行っていただきます。

5 申込みの失格等

次のような場合は、当選し仮入居者または補欠者となられても、失格となります。

- ① 入居申込資格がない場合。
- ② 家族を不自然に分割または合わせて申込みをした場合。
 - 例　・兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み。
 - ・祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
 - ・おじ・甥・いとこ等との申込み。
 - ・その他不自然な組み合わせでの申込み。
- ③ 所定の期日までに必要書類を提出、または提示しない場合。
- ④ 市営住宅入居申込書、その他提出書類に不正の記載があった場合。
- ⑤ 一世帯で2通以上の申し込みをした場合。
- ⑥ 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である場合
暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいいます。
当選者には、申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、警察へ照会する場合があります。

次の事項に該当する場合は、資格審査に合格し、入居決定者となられても、入居の決定が取り消しとなります。

- ① 所定の期日までに必要書類を提出、または提示しない場合。
- ② 市営住宅入居申込書、その他提出書類に不正の記載があった場合。
- ③ 入居の際、申込書に記載されている同居親族に変更(出生・死亡を除く)があった場合。

- ④ 入居の際、申込書に記載されている家族全員が同時に入居しない場合。
- ⑤ 婚約者が変更になった場合、または所定の期日までに婚姻届の提出がない場合。
- ⑥ 入居手続時までに単身となった場合。
- ⑦ 申込者本人が入居しない場合。
- ⑧ 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である場合

なお、自己都合により入居を辞退した場合は、辞退した日より 1 年間は市営住宅の申込みはできません。

6 募集日程

(1) 申込用紙の配布

- ・配布期間 令和4年1月4日(火)～令和4年1月18日(火)
各日とも午前9時00分～午後5時30分
土・日・祝は除く
- ・配布場所 泉南市役所 別館2階 住宅公園課住宅公園係
市民交流センター（旧 人権ふれあいセンター）

(2) 入居申込書の受付

- ・受付期間 令和4年1月11日(火)～令和4年1月18日(火)
各日とも午前9時00分～午後5時30分
土・日・祝は除く
- ・受付場所 泉南市役所 別館2階 住宅公園課住宅公園係
※来庁できない方は、郵送による申込みも可能。1月18日(火)必着分まで有効とします。ただし、期日までに書類が整わない場合は無効となります。

(3) 抽選会

- ・抽選日時 令和4年1月28日(金) 午後2時から
- ・抽選場所 泉南市役所 別館1階 会議室2
- ・抽選方法 事前にお伝えしている抽選番号を抽選機に投入し、当選番号・補欠番号（1位～5位）を抽出する方法です。
- ・抽選会終了後、抽選結果を市役所1階情報公開コーナーと別館2階住宅公園課に抽選結果を掲示します。
- ・抽選結果は抽選の当落にかかわらず、申込者全員に通知します。（切手が貼られないものは通知できません。）なお、電話による結果についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。
- ・抽選会への参加の有無は、当落には無関係です。
- ・補欠者の繰り上げ当選については、登録順位によって直接ご連絡します。

7 募集住宅の概要

団地名	棟・号	建設年度	構造	間取り	浴室	家賃(円)	備考
宮本	2棟 501号	H27	中層耐火	1DK	有	16,900~44,800(72,800)	1~2人向
宮本	5棟 408号	S49	中層耐火	3DK	有	16,200~42,900(71,500)	3~5人向

※家賃額は令和3年度現在の額です。

(※令和4年度分家賃については変更になる場合があります。)

※家賃の()は、裁量階層の上限です。(裁量世帯の説明は18ページをご覧ください。)

※宮本2棟は毎月4,000円の共益費が必要です。

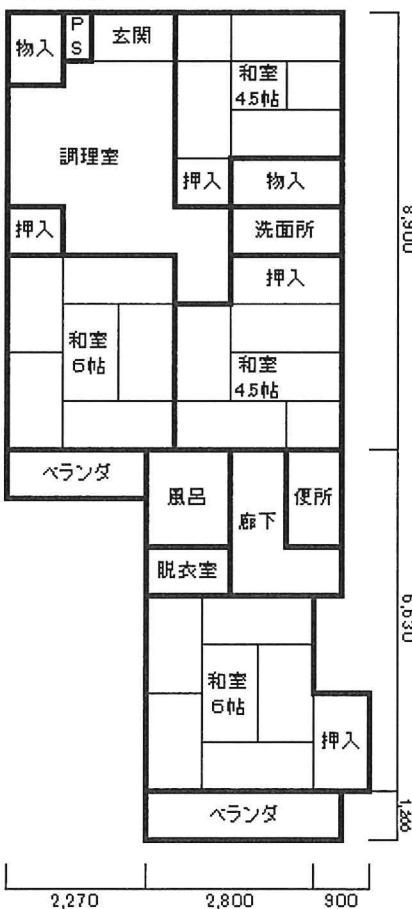
・募集住宅間取り

(目安)

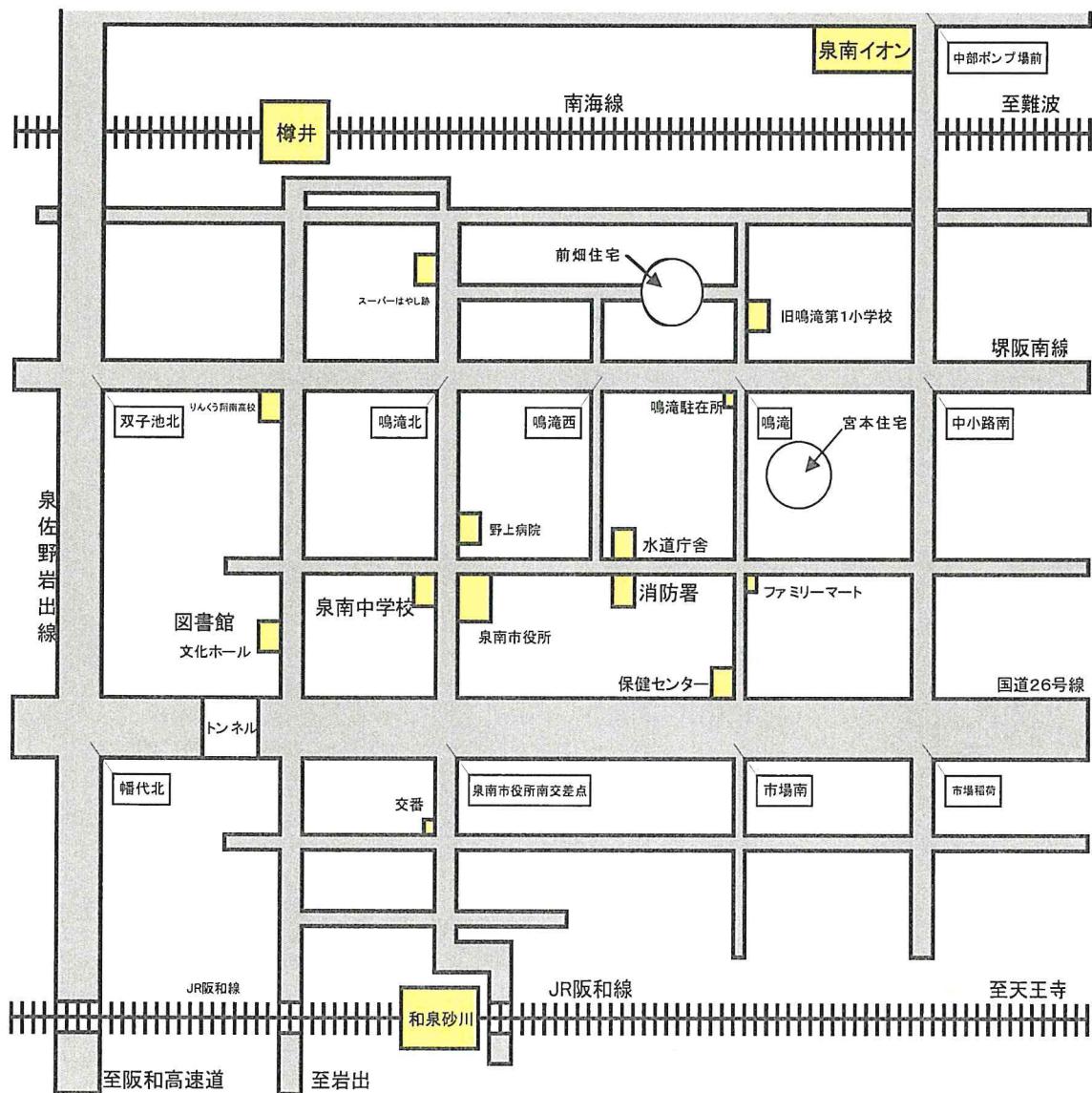
宮本2棟



宮本5棟



案 内 図



注意事項

- ① 市営住宅で犬や猫などの動物を飼うことはできません。
- ② 敷金は、入居時の家賃の3ヶ月分必要です。
- ③ 入居されますと、毎年度市営住宅に住んでいる方全員の収入申告をしていただきま
す。入居後3年を経過した方で、一定の収入基準を超える収入がある場合は、収入
超過者または高額所得者の認定を行います。

認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあっては、近傍同種の住宅の家賃以下で、
高額所得者は、「近傍同種の住宅の家賃」となります。

なお、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅明渡しの義務が課せられます。

- ④ 浴室のある住宅については、市が浴槽、風呂釜を設置しています。
- ⑤ 有料駐車場は設置されていますが、区画によっては空きがない場合があります。空
きがない場合は、自分の責任において団地外の保管場所を確保してください。
団地内の駐車場使用料は、普通自動車で月額3,500円、軽自動車で月額3,000円
です。

駐車場使用の申込みは、NPO 法人 ワンピース（住所：泉南市信達市場 2628 番
TEL：072-480-2404）までご相談ください。

8 提出書類

- ・市営住宅入居申込書
- ・住宅困窮度評点表
- ・63円切手を貼ったはがき 2通 (何も記入しないで下さい)

※記載誤りや漏れがないことを確認し、提出してください。裏面にも記入欄がありますので注意してください。

※はがきには、63円切手を必ず貼ってください。

9 月収額の計算のしかた

- 月収額が収入基準を満たしている方のみ申込みできます。
- 月収額をご自分で計算したうえで申込んでください。

(1) 収入基準

- ・市営住宅に入居しようとする者の家族の所得額の合計から、法令等で定められているいろいろな控除を差し引いた額を12ヶ月で割った後の額を「月収額」といいます。
- ・月収額の計算方法

$$\text{月収額} = \{(\text{所得金額の合計}) - (\text{同居親族}) \times 38 \text{ 万円} - (\text{特別控除額計})\} / 12 \text{ ヶ月}$$

- ・計算後の月収額が158,000円以下の方が申込むことができます。

なお、計算後の月収額が158,000円を超える方でも、「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば、申込むことができます。

「裁量世帯」の詳しい説明については、18~19ページをご覧ください。

(2) 計算方法

- ・あなたの世帯の収入が、収入基準を満たしているのかについては、次の手順により計算を行い、確かめてください。
- ・特に2人以上の方に収入がある場合は、20~21ページを参考に必ず計算してください。

※ 計算にあたっての注意事項

① 計算の対象となる収入の種類

- ・給与所得……給料、賃金、ボーナス等の所得です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者等の収入をいいます。給与所得でいう総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。
(ただし、非課税所得は含みません。)
- ・年金所得……厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。
ただし、法律により非課税とされている年金(障害年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得は0円としてください。

- ・その他所得…事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で、税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

② 計算の対象とならない収入

- ・通勤手当
- ・遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税年金。
- ・生活保護扶助料、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送り等。

③ 休業・休職中の扱い

- ・復業、復職した月の翌月からの収入をもとに計算する。

④ 無収入として扱わない方

- ・アルバイト、パート等であっても申込み時に収入のある方。

⑤ 退職予定の場合の扱い

- ・申込みの時は働いているが、出産、定年退職などの理由で、入居の時までに退職しなければならない人で、以後、無職、無収入となる人の収入は0円とします。

⑥ 2人以上に収入があるとき

- ・収入のある方全員(婚約者を含む)の所得金額を個別に算出して合算します。

⑦ 遠隔地扶養とは

- ・所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているだけでは該当しません。

⑧ 生活保護

- ・生活保護を受けている場合は、収入がなくても申込みできます。

(3) 紹介所得者の場合

年間総収入の計算	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	現在の勤務先に令和3年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和3年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)
年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。	現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	現在の勤務先に就職し、現在まで勤務期間が1年未満の方	勤務した翌月から申込みの前月までの総収入金額をもとに次の式により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ =1年間の推定総収入金額
	現在の勤務先に就職し、まだ1ヶ月分の給料を支給されていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

この金額を申込書の裏面に記入してください。



年間総収入金額

円

総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得=0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = ① ① - ※最高 10万円=年間給与所得	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=969,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=970,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=972,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=974,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A×0.6=年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A×0.7-180,000円=年間給与所得	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A×0.8-540,000円=年間給与所得	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得	

8,500,000円以上

年間総収入金額—2,050,000円

※①の金額が10万円未満の時はその金額

この金額を申込書の裏面に
記入してください。

年間給与所得の合計金額

円

年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除の種類	計算方法	控除額
①同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族 1人につき 38万円 × 人	円
②寡婦(夫)控除	寡婦(夫)であって所得のある方 1人につき 最高27万円 × 人	円
③ひとり親控除	ひとり親であって所得のある方 1人につき 最高35万円 × 人	円
④老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合	
⑤老人扶養控除	1人につき 10万円 × 人	円
⑥扶養親族控除	扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合 1人につき 25万円 × 人	円
⑦障害者控除	障害者がいる場合 1人につき 27万円 × 人	円
⑧特別障害者控除	特別障害者がいる場合 1人につき 40万円 × 人	円

控除額の合計額

円

控除後の所得額

円

申込家族の月収額

円

÷12



あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申込むことができません。

※注意事項	申込家族の計算後の月収額
<u>158,000円以下の方</u>	
	18ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下の方でも申込むことができます。

(4) 年金所得者の場合

年間総収入の計算	①引き続き1年以上年金を支給されている方	令和3年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
	②年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)

この金額を申込書の裏面に
記入してください。



年間総収入金額

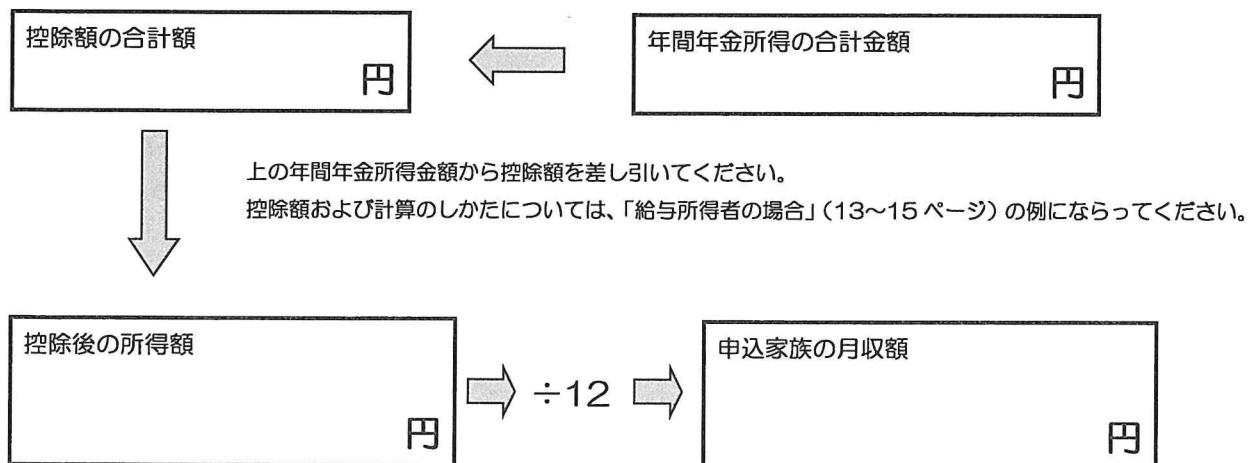
円

年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法



受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上	110万円以下	年間年金所得=0
	110万円を超えて~330万円未満	(A)-110万円=② ②-※最高10万円=年間年金所得
	330万円以上~410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得
	410万円以上~770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得
	770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得
65歳未満	60万円以下	年間年金所得=0
	60万円を超えて~130万円未満	(A)-60万円=③ ③-※最高10万円=年間年金所得
	130万円以上~410万円未満	(A)×0.75-37万5千円=年間年金所得
	410万円以上~770万円未満	(A)×0.85-78万5千円=年間年金所得
	770万円以上	(A)×0.95-155万5千円=年間年金所得

※②、③が10万円未満の時はその金額



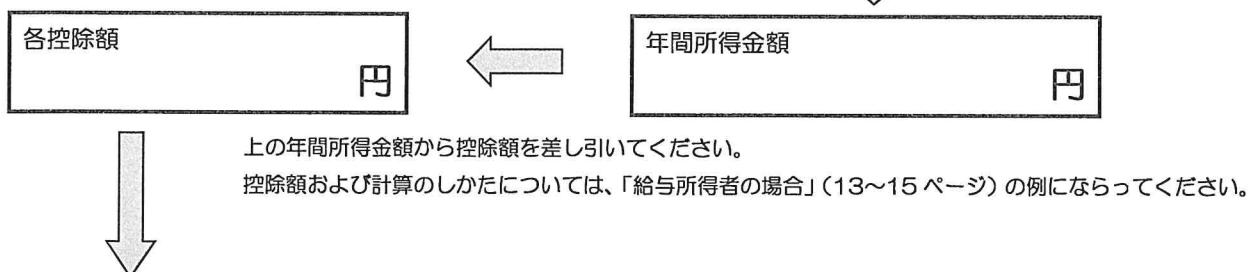
※注意事項 申込家族の計算後の月収額

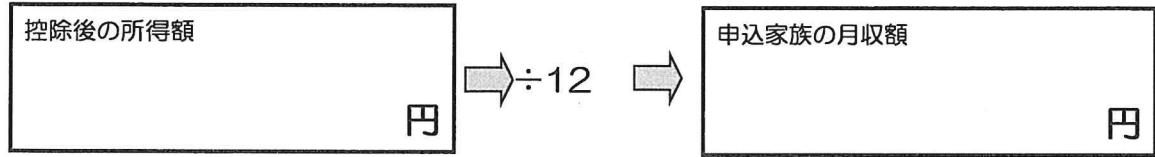
158,000 円以下の方

1 ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が 214,000 円以下の方でも申込むことができます。

(5) 日雇所得者などの場合は

年間所得金額の計算	令和3年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	令和3年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
	令和3年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(13~14 ページ) の例にならってください。)

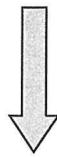




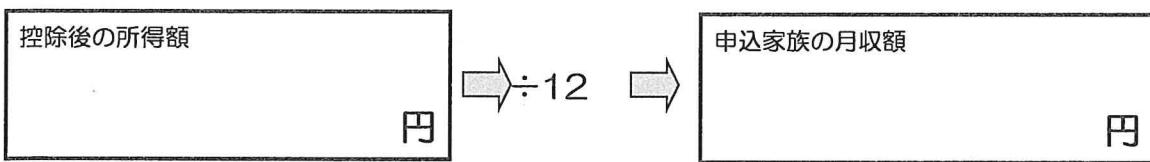
※注意事項 申込家族の計算後の月収額	
158,000 円以下の方	
18 ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が 214,000 円以下の方でも申込むことができます。	

(6) その他の所得者の場合は

年間所得金額の計算	令和3年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和3年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額二年間総収入金額 —必要経費	注意事項 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは入居をお断りすることがあります。
	令和3年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。(収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(13~14 ページ) の例にならってください。)	



上の年間所得金額から控除額を差し引いてください。
控除額および計算のしかたについては、「給与所得者の場合」(13~15 ページ) の例にならってください。



※注意事項	申込家族の計算後の月収額
<u>158,000円以下の方</u>	
	18ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下の方でも申込むことができます。

10 裁量世帯について

次の(1)～(9)に該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、申込むことができます。

対象世帯	世帯要件
(1)身体障がい者世帯	申込本人または同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
(2)精神障がい者世帯	申込本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けた方、または現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
(3)知的障がい者世帯	申込本人または同居者に、子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により、その障がいの程度がAまたはB1の方と判定された方がいる世帯
(4)60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯。ただし、経過措置として、本人が昭和37年4月1日以前に生まれた方であって、かつ、同居者のいずれもが昭和37年4月1日以前に生まれた方又は18歳未満の方である世帯も含む。なお、年齢は募集期間の末日現在での満年齢をいいます。
(5)戦傷病者世帯	申込本人または同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までまたは第1款症の方がいる世帯
(6)原子爆弾被爆者世帯	申込本人または同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯

(7)引揚者世帯	申込本人または同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
(8)ハンセン病療養所入所者等	申込本人または同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(9)小学校就学前の子どもがいる世帯	同居者に募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯

※注) 入居後、小学校就学により裁量世帯の対象外となった場合は、収入超過者となり家賃が上がることがあります。

11 月収計算例

給与所得者が2人の場合

1. 家族構成

- 本人(50歳) 年間総収入金額 3,850,000円(会社員)
- 妻(45歳) 無職 0円
- 長女(25歳) 年間総収入金額 1,080,000円(会社員)
- 長男(16歳) 高校生(身体障害者4級)

2. 計算方法 (注)年間総収入金額を年間給与所得金額に換算する。

① 本人の年間給与所得金額 $3,850,000 \text{円} \div 4000 = 962.5 \text{円}$ (1円未満切捨て)
 $962 \text{円} \times 4000 \times 0.8 - 540,000 \text{円} = 2,538,400 \text{円}$

② 長女の年間給与所得金額

$$1,080,000 \text{円} - 550,000 \text{円} = 530,000 \text{円}, 530,000 - 100,000 = 430,000 \text{円}$$

● 年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
551,000円未満	年間給与所得金額=0
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円=①、①-※最高10万円=年間給与所得(長女)
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得金額=969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得金額=970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得金額=972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額=974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答え A×0.6=年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A×0.7-180,000円=年間給与所得
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A×0.8-540,000円=年間給与所得(本人)
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得
8,500,000円以上	年間総収入金額-2,050,000円=年間給与所得

①が10万円以下の時は※の金額は①の金額とします。

③ 申込家族の月収額

$$(本人の年間給与所得金額+長女の年間給与所得金額)-(当該控除額×人数)=\underline{\text{申込家族の月収額}}$$

12

$$(2,538,400 \text{円} + 430,000 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 3 \text{人} + 25 \text{万円} \times 1 \text{人} + 27 \text{万円} \times 1 \text{人}) = \underline{\text{109,033円}}$$

12

● 控除額

① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円×3人=114万円 (妻・長女・長男)
②寡婦(夫)控除	27万円×人= 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ひとり親控除	35万円×人= 万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④老人控除対象配偶者控除	10万円×人= 万円
⑤老人扶養控除	
⑥扶養親族控除	25万円×1人= 25万円 (長男)
⑦障害者控除	27万円×1人= 27万円 (長男)
⑧特別障害者控除	40万円×人= 万円

給与所得者とその他の所得者がいる場合は

1. 家族構成

- 本人(50歳) 年間所得金額 2,500,000円(自営業)
- 妻(45歳) 年間総収入金額 990,000円(パート)
- 長男(17歳) 高校生
- 長女(14歳) 中学生
- 次女(12歳) 小学生

2. 計算方法 (注)年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間給与所得金額 2,500,000円
- ② 妻の年間給与所得金額 990,000円 - 650,000円 = 340,000円
- 年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
551,000円未満	年間給与所得金額=0
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = ①、① - ※最高10万円 = 年間給与所得(妻)
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得金額 = 969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得金額 = 970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得金額 = 972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額 = 974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、そのまま A × 0.6 = 年間給与所得
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 2,050,000円 = 年間給与所得

①が10万円以下の時は※の金額は①の金額とします。

③ 申込家族の月収額

(本人の年間所得金額+妻の年間給与所得金額)-(当該控除額×人数)=申込家族の月収額

12

$$(2,500,000円 + 340,000円) - (38万円 \times 4人 + 25万円 \times 1人) = \underline{\underline{89,166円}}$$

12

● 控除額

① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] <u>38万円</u> × 4人 = 152万円 (妻・長男・長女・次女)
② 寡婦(夫)控除	<u>27万円</u> × 人 = 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ひとり親控除	<u>35万円</u> × 人 = 万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④老人控除対象配偶者控除	<u>10万円</u> × 人 = 万円
⑤老人扶養控除	
⑥扶養親族控除	<u>25万円</u> × 1人 = 25万円 (長男)
⑦障害者控除	<u>27万円</u> × 人 = 万円
⑧特別障害者控除	<u>40万円</u> × 人 = 万円

12 申込書の書き方の例

(申込用紙の表)

様式第1号(第5条関係)

申込住宅名	申込棟号名	抽選番号	評点合計	当選順位	一次審査	二次審査
○○ 団地	○棟 ○○○号	※	※	※	※	※

令和4年1月 住宅困窮度評定募集

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

泉南市長 あて

年 月 日

(注) この申込書の記載内容が事実に相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。また、承認の上は、申込者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意します。

①② 月太 収枠 に線 つ内 いは て、 は全 て申 必 要 事 項 を記 入し して 算く 例だ によ るもの とする	郵便番号	590-0521			勤務場所(営業地)				
	住所	泉南市樽井1丁目2-3			泉南市樽井2丁目3-4				
	ふりがな	せんなんたろう	電話	事業所名(名称)					
	氏名	泉 南 太 郎	072-483-0000	(株)泉南工業					
生年月日	大昭平令 43年 2月 24日生 (満年齢) 53歳	電話 (072) 484-0000							
住宅 に入居 しよう とする 者	氏 名	生年月日	申込者 との続柄	職 業	就職年月	配偶者の 有・無	同居別 居の別	収入の状況	
		満年齢						給与・年金・その他・生活保護	年間総収入金額
	泉 南 太 郎		本人	(株)泉南工業	H7.4	(有)・無		給与・年金・その他・生活保護	2,450,000円
	花 子	S47.5.1 49歳	妻			(有)・無	(同)・別	給与・年金・その他・生活保護	円
	一 郎	H16.7.20 17歳	子	高校生		有(無)	(同)・別	給与・年金・その他・生活保護	円
	夏 子	H21.11.1 12歳	子	小学生		有(無)	(同)・別	給与・年金・その他・生活保護	円
	うめ子	S18.9.20 78歳	母	年金		有(無)	(同)・別	給与・年金・その他・生活保護	2,200,000円
						有・無	同・別	給与・年金・その他・生活保護	円
上記の者以外で扶養している者の氏名	氏名	満年齢	続柄	住所	計算後の収入月額を記入してください。				
	氏名	満年齢	続柄	住所	月額 63,633 円				
該当する事項があれば、V印を付けて下さい。								※収入月額が申込基準額以下であるか確認してください。	
○入居者又は同居者が障害者() ○入居者が60歳以上で、同居者が60歳以上又は、18歳未満 ○ハンセン病療養所入所者等 ○戦傷病者 ○原子爆弾被爆者 ○海外からの引揚者 ○災害による被災者(3年未満)									
あなたが住宅に困っている事情(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください)。									
(1)今住んでいる住宅					(5)申込者と市営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者がいますか?				
ア. 自宅 ウ. 親族の持家 ⑩. アパート・文化住宅 キ. 公社・公団 ケ. 雇用促進住宅 サ. その他()					イ. 借家 ニ. 社宅・寮 カ. 府営住宅 ク. 市町村営住宅 コ. 間借り				
					ア.いる ①いない ※アに○印をされた方は市営住宅入居審査時に、市営住宅に入居しようとする者以外に所有権を移転する必要があります。				
(2)家賃及び契約者					(6)住宅に困っている理由				
家 賃 月額 60,000円 契約者 ① 今回入居しようとする者 2. その他					①A. 家賃が高い C. 設備が不充分 E. 他の世帯と同居している F. 環境が悪い H. 正当な理由による立退きの要求を受けている I. 通勤に不便 K. 老人世帯と親族との近居				
					②B. 住宅が狭い D. 住宅が古いたんでいる G. 災害の危険がある J. 結婚するため(年 月 予定)				
(3)家族数					(7)その他、困っている理由についてわかりやすく記入してください。				
5人 [本人・父・母・配偶者 (子)兄弟姉妹 その他()]									
(4)住宅の部屋数									
3 室 計 18 階									

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額(申込のしおり13~14ページ参照)		年間総収入金額(申込のしおり13~14ページ参照)		年間総収入金額(申込のしおり15~16ページ参照)		年間総収入金額(申込のしおり15~16ページ参照)	
(なまえ) 泉南 太郎	百 十 万 千 百 十 円 2 4 5 0 0 0 0	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 泉南 うめ子	百 十 万 千 百 十 円 2 2 0 0 0 0 0	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

総収入金額から
年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額		年間給与所得金額	
① 551,000円未満		年間給与所得=0	
② 551,000円以上 1,619,000円未満		年間総収入金額-550,000円=①、①-※最高10万円=年間給与所得	
③ 1,619,000円以上 1,620,000円未満		年間給与所得=969,000円	
④ 1,620,000円以上 1,622,000円未満		年間給与所得=970,000円	
⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満		年間給与所得=972,000円	
⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満		年間給与所得=974,000円	
⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満		年間総収入金額を4,000で割り、 その額の1円未満を切捨てた後 A×0.6=年間給与所得	
⑧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A×0.7-180,000円=年間給与所得	
⑨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		4,000を掛け戻し、出た額を右の AIにあてはめてください。 A×0.8-540,000円=年間給与所得	
⑩ 6,600,000円以上 8,500,000円未満		年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得	

総収入金額から
年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の者	① 110万円以下	年間年金所得=0	65歳未満の者	① 60万円以下	年間年金所得=0
	② 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円=② ②-※最高10万円=年間年金所得		② 60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円=③ ③-※最高10万円=年間年金所得
	③ 330万円以上 410万円未満	(A)×0.75-37万5千円 =年間年金所得		③ 130万円以上 410万円未満	(A)×0.75-37万5千円 =年間年金所得
	④ 410万円以上 770万円未満	(A)×0.85-78万5千円 =年間年金所得		④ 410万円以上 770万円未満	(A)×0.85-78万5千円 =年間年金所得
	⑤ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円 =年間年金所得		⑤ 770万円以上	(A)×0.95-155万5千円 =年間年金所得

* ①、②、③が10万円未満の時は※の金額は①、②、③各々の金額とします。

他の所得者記入欄

年間所得金額(申込のしおり17ページ参照)	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円

太郎 1,533,600
うめ子 1,000,000

年間総所得金額(ア)
百 十 万 千 百 十 円
2 5 3 3 6 0 0

	控除額	
① 同居及び扶養親族控除	38万円	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 × 4人 = 152 万円
② 寡婦(夫)控除	27万円	【寡婦(夫)であって所得のある人】 × 人 = 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
③ ひとり親控除	35万円	【ひとり親であって所得のある人】 × 人 = 万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
④ 老人控除対象配偶者控除	10万円	【扶養親族が70歳以上である場合】 × 人 = 万円
⑤ 老人扶養控除		【扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合】 × 1人 = 25 万円
⑥ 特定扶養控除	25万円	【障害者がいる場合】 × 人 = 万円
⑦ 障害者控除	27万円	【特別障害者がいる場合】 × 人 = 万円
⑧ 特別障害者控除	40万円	【特別障害者がいる場合】 × 人 = 万円

控除額合計(イ)

177 万円

年間総所得金額合計(ア)-控除額合計(イ)

百 十 万 千 百 十 円
2 7 6 3 6 0 0

申込家族の月収額

63,633 円



この月収額を表の計算後の
月収欄に記入してください

ご注意
あなたの申込家族の月収額が、158,000円以下(裁量世帯の方は214,000円以下)であれば申込みできます。
なお、この収入基準にあてはまらないときは、「失格」となりますのでご注意下さい。

*特別障害者とは、身体障害者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方もしくは精神障害者保健福祉手帳が1級の方を言います。

12 申込書の書き方の例 (評点表)

住宅困窮度評点表

(現在お住まいになっている状況をお書きください。)

該当する項目の番号を○で囲み、()には、該当する数字等を記入してください。

注意:この評点表により、倍率の加算があった場合で、その内容に誤り等があった場合は、当選されても失格となりますので、ご注意ください。

種別	項目	評点
1 同居の状況	1. 他人との同居 ② 親族との同居(1親等は除く)	※
2 居住環境	居住室面積 現居住者人数(5人) (対象) 和室(9. 9畳・m ²) 洋室(9. 9畳・m ²) 居間(畳・m ²) 食堂(9. 9畳・m ²) 合計(29. 7畳・m ²) (対象外) 玄関、廊下、便所、風呂、洗面所、独立した台所、押入	※
3 家賃負担 (共益費・駐車場使用料は含まない)	家賃(60, 000 円) × 12ヶ月 家賃負担率 = _____ (28%) ◎年間総所得(2, 533, 600円) ◎申込者と市営住宅に入居しようとする者の全員の総所得	※
4 福祉世帯	1. 高齢者世帯 2. 母子世帯 3. 心身障害者世帯 (級) 4. ハンセン病療養所入所者等の世帯	※
5 若年層世帯 新婚世帯	1. 新婚1年以内の世帯(婚姻予定を含む) ② 小学生以下の児童がいる世帯	※
6 ★コミュニティ 世帯	1. 本人が申込住宅の近隣に居住している場合 2. 親世帯又は、子世帯が申込住宅の近隣に居住している場合 (続柄:) (住所:) (氏名:)	※
7 立ち退き	1. 裁判所の判決、調停、和解によるもの(自己の責を除く)	※
8 ★★落選回数	1. 1回 2. 2回 3. その他 (回)	※

<注>★既に市営住宅に入居されている方は加点されせん。

★★平成16年10月以降の入居申込落選回数

※印のある欄は、記入しないでください。

太枠線内ののみ、必要事項をすべて記入してください。

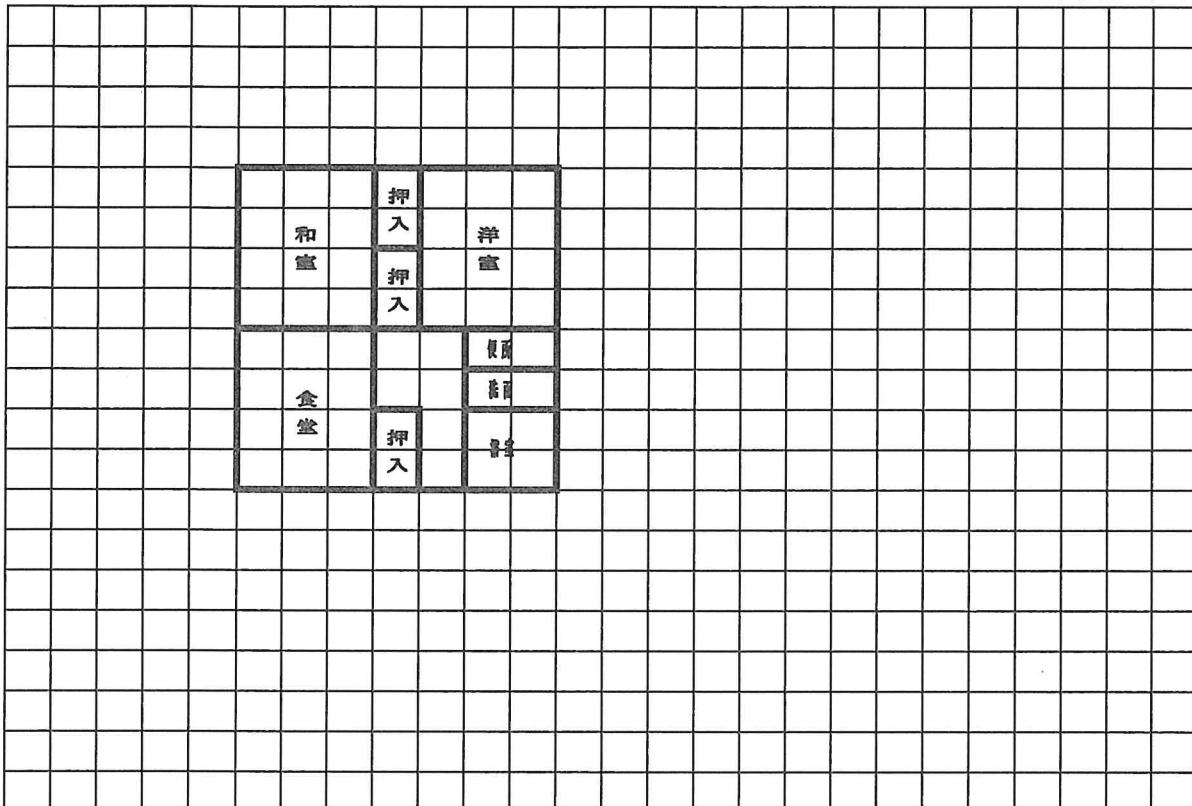
総合判定	評点合計
※	※

12 申込書の書き方の例 (間取り図)

現在お住まいの住宅の間取りを記入してください。

- (注)・住宅の間取りは、玄関、廊下も含めて、すべて記入してください。
- ・共同住宅(アパート等)の場合は、あなたの世帯が専有している部分をすべて記入してください。
 - ・玄関、廊下、便所、風呂、洗面所、独立した台所及び押入以外は、部屋の面積を記入してください。
 - ・各部屋の面積は、各部屋の壁面間の距離を測定して計算してください。
 - ・計測は、メートル単位で小数点第2位まで行い、面積は、小数点第2位を四捨五入してください。
 - ・ただし、和室(畳だけの部屋に限る。)は、1畳を 1.65m^2 として計算してもかまいません。

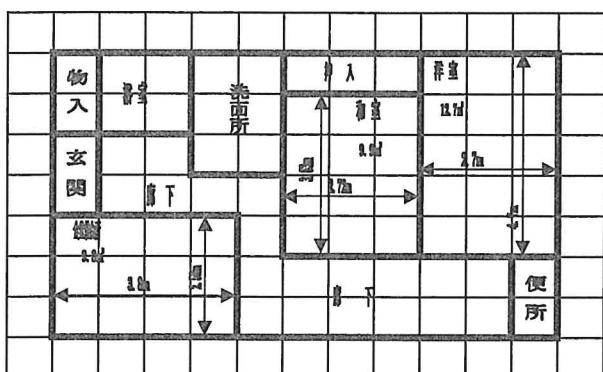
※1マスは、半畠とする。



上記記載のとおり相違ありません

署名 泉南 太郎

(記入例)



和室 1室 9.9m^2

洋室 1室 12.7m^2

食堂(兼台所) 1室 9.8m^2